

公 告
〔自動販売機（飲料等）設置〕

下記の場所への自動販売機（飲料等）の設置に係る一般競争入札により設置者の決定を行いますので、参加される方は次の各事項を承知した上で参加してください。

令和 8 年 2 月 6 日

（一財）長崎北高等学校青志奨学会 理事長 片山久人

1 入札に付する事項

(1) 設置場所等

設置番号	施設名	販売種別	設置箇所	設置可能面積 (幅×奥行き) (ごみ箱含む)	設置台数	最低販売手数料率 (売上に対する率)
3	長崎県立 長崎北高等学校	缶、PET、ビン、 紙パック等の密閉式 (カップ式は不可)	D棟出入口横(D)	1,450×1,000 mm	1	10%

※ 既存の、大塚・キリンの飲料は不可。

※ 設置面積には、使用済容器回収ボックス設置部分、放熱余地を含む。

※ 別紙「平面図」を参照。

(2) 設置期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとし、契約期間の更新は行いません。

ただし、本会に対する長崎県立長崎北高等学校長の公有財産の使用許可が、単年度ごとに更新されることを条件とする。取り消された場合はその日までとし、それに伴ういかなる費用負担も本会が行わないものとします。

(3) 用途

自動販売機（飲料等）の設置及び販売等運営に限るものとします。

(4) 販売手数料等

設置期間中の販売に係る販売手数料率を入札に付します。

2 競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、その事実が認められた後 3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成 23 年長崎県条例第 47 号）第 33 条第 7 項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。

と。

- (8) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税に関し未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (11) 下記3により、あらかじめ入札の参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所及び配布・受付期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年2月 6日（金）から 令和8年2月19日（木）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～12:00、13:00～15:00	令和8年2月 6日（金）から 令和8年2月19日（木）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9:00～12:00、13:00～15:00	長崎市小江原1-1-1 長崎県立長崎北高等学校 事務室 佐藤 電話 095-844-4411

※ 令和8年2月17日終日・18日午前中は、ご遠慮ください。

(2) 入札資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 現場説明、入札の日時及び場所

(1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件を確認し、現況を熟知したうえで入札してください。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

設置 番号	施 設 名	入札日時	入札場所
3	長崎県立長崎北高等学校	令和8年3月4日（水）11:30～	長崎北高 中会議室

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に長崎北高等学校事務室に確認してください。

(2) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印の上、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。
- ② 郵送による入札は認めません。
- ③ 代理人により入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。
- ④ 入札者は、その理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 無効な入札に関する事

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑨ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑩ 入札書の入札販売手数料率が訂正されているとき。
- ⑪ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

6 その他注意事項等

- ① 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、青志奨学会が前もって設定した最低販売手数料率以上の率で最高の料率をもって入札した者としてします。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び料率を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 詳細については、一般競争入札案内書(自動販売機設置事業者募集要項)をご覧ください。(3の(1)の場所で配布)

7 この公告に関するお問い合わせ先

長崎市小江原1-1-1

長崎県立長崎北高等学校 事務室(担当:佐藤)

TEL:095-844-4411

仕 様 書
(自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項)

1 設置場所

- (1) 施設名 長崎県立長崎北高等学校
- (2) 所在地 長崎市小江原 1-1-1
- (3) 設置箇所 D棟出入口横 (別紙平面図参照)

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積は、「平面図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2 m以内とすること。

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② 地球温暖化係数 (GWP) の低い、二酸化炭素 (CO₂)、炭化水素 (HC)、又はハイドロフルオロオレフィン (HFO1234yf) 等を冷媒として採用した機種とすること。
ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン (地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号) による)」を認める。
- ③ ホット商品を販売できる仕様のものを設置すること。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター (計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に基づく検査に合格したものに限る。) を設置すること。なお、設置に当たっては、本会の指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本会の指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 本会が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 販売商品及び販売価格等

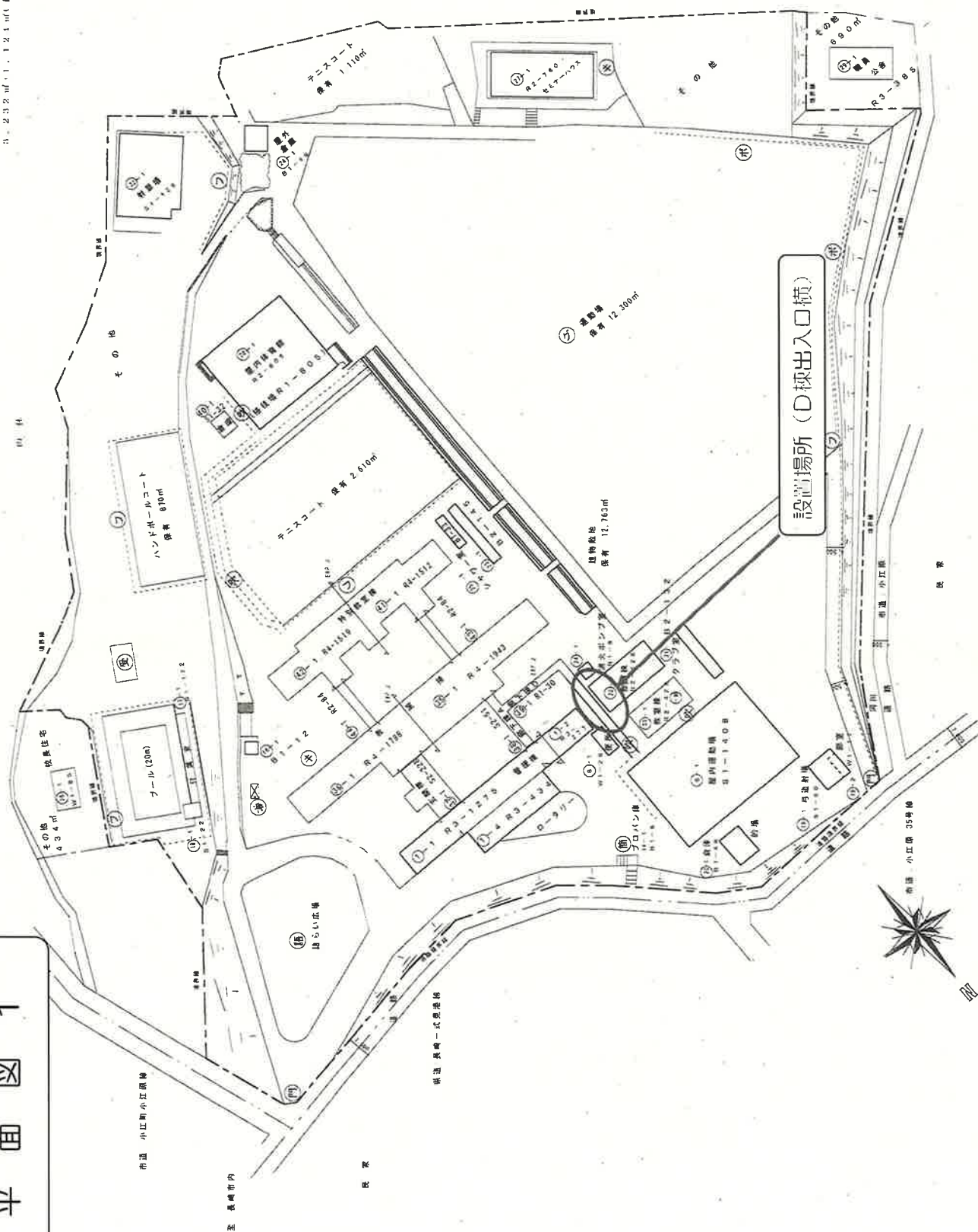
- ① 販売商品は、飲料 (清涼飲料水、炭酸飲料、乳飲料等) とし、酒類及びモンスターエナジー系の飲料は販売しないこと。また既存の、大塚・キリンの飲料は不可。
なお、販売商品の具体的な構成について、販売する商品名等の一覧表を契約締結までに本会に提出し承諾を得ること。
また、契約期間中において販売商品を変更する場合においても、同様とする。
- ② 容器は、原則、缶・ペットボトル、ビン、紙パック等の密閉式の容器とすること。(カップ式は不可)
- ③ 販売価格は、該当商品の標準小売価格から飲料は20円引きとすること。

(参考データ)

○令和7年5月1日における予定生徒数及び職員数

高校 (全日制) 生徒数 708名 職員数 63名

一面圖



平面図 2

長崎北高等学校D棟
1F

21,600

トレーニング室

9,900

